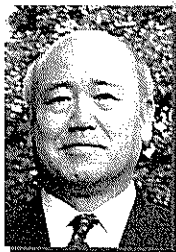


国連P K Oとその課題



防衛法学会理事長
高井 晋
たかい・すすむ

はじめに

国際司法裁判所（ICJ）が、国連加盟国の軍人による停戦監視活動を「国連の目的にかなう活動」と判断したのは、ちょうど50年前の1962年7月のことである。それ以降、この種の活動は国連P K Oと呼ばれ、国連の公用語となった。最初のP K Oとなった1948年の「国連休戦監視機構（UNTSO）」から、2011年の「国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）」まで、63年間に64の国連P K Oが活動し、現在は12の国連P K Oが任務を遂行中である。これまで設置された64の国連P K Oは、活動場所、活動要員、活動期間、活動任

務がすべて異なっており、一つとして同じものはない。国連P K Oは、国連憲章で予定されていなかった活動であり、国連安保理または国連総会の決議で設置され、実践を通じて国際の平和と安全の維持に貢献してきた。国連は、主として冷戦期に国家間紛争の停戦合意を監視する「伝統的P K O」を設置し、冷戦終結後には、破綻国家（failed state）の正統政府樹立を支援する任務、あるいは弱体政府国家の復興や平和構築を支援する任務を付与された「現代的P K O」を設置し、国際の平和と安全の維持機能を実践してきた。国連は、めまぐるしく変化する国際情勢に対応するために、国連P K Oの編成や平和維持任務について試行錯誤を繰り返してきた。

1 集団安全保障と国際司法裁判所の判断

① 国連の集団安全保障システム

国連は、第2次世界大戦の終了後、世界を再び戦火に遭わせない目的を遂行するため、集団安全保障制度を採用した国際機関である。国連憲章は、加盟国に対し一定の武力行使を制限（第2条4項）するとともに、国際紛争の平和的解決（第6章）を義務づけた。国際の平和を危うくするおそれのある事態が発生した場合、国連安保理は、憲章第39条に基づいて、国連加盟国が違反国に対し経済制裁措置（第41条）を科すか、国連自ら軍事的強制措置（第42条）を執るかを決定する。

② ピアソンの演説と国際緊急軍

国連憲章は、国際連盟失敗の教訓に学んで、国連による軍事的措置への参加を義務的にする制度を採用していた。すなわち国際連盟の場合、理事会が軍事的措置を決定しても、連盟加盟国が自国の判断で兵力提供の有無を決定したため、軍事的強制措置は一度も執られなかった。そのため国連憲章は、国連安保理が軍事的強制措置を決定する場合、国連加盟国と国連安保理の間で締結される特別協定にしたがって、兵力の提供が義務づけられることとした。特別協定は、加盟国が提供しうる兵力量や種類、出動準備の程度などを規定する予定であった。しかし、国連が軍事的措置を執る場合に、軍事計画や軍事的助言を行う軍事参謀委員会は、国連設立と同時に兵力使用計画の作成に取り組んだが、委員の意見一致を得ることができず、国連は今日に至っても、軍事的措置による集団安全保障の機能は実施できていない。

高井 晋氏
たかい・すすむ
青山学院大学大学院法学研究科博士課程修了。防衛研究所入所、研究室長、図書館長など歴任。ロンドン大学キングスカラーズ大学院留学。現在は尚美学園大学大学院客員教授、青山学院大学大学院兼任講師。防衛法学会理事長。68歳。

国連P K Oは国連憲章に設置根拠規定がなく、いくつかの偶然を契機として実践された国連の新たな平和維持の機能であった。1965年に発生したスエズ動乱に際し、カナダの国連代表レスター・ピアソンは、国連安保

理における大国の勝手な行動を嘆くダグ・ハマーシヨルド国連事務総長を鼓舞し、国連PKOの基本形（プロトタイプ）を設置する決議採択に重要な役割を果たした。

スエズ運河株式会社大株主のフランスとイギリスは、運河の国有化に反対してエジプトに武力攻撃を行った。緊急に招集された国連安保理は、フランスとイギリスが拒否権を行使したため、その機能を麻痺させたが、かうじて採択された緊急動議に基づいて、舞台は国連緊急総会へと移った。第1回国連緊急総会は即時停戦決議を採択したが、ピアソンは、即時停戦と兵力撤退を勧告するだけでは不十分であるとしてこれに反対し、諸国を驚かせた。そして、国際の平和と安全を大任せにしている現状を憂え、大国は自国の都合だけを考えて行動していること、政治的にも軍事的にも影響力を行使しない中小国家こそがその任務にふさわしいことを訴えた。

ピアソンとハマーシヨルド国連事務総長が構想した国際緊急軍は、軍事的中級国家の軍隊で編成され、国連の機関として権威が与えられ、本質的に戦闘を期待されず、国連加盟国が自発的に提供した要員が、国連の指揮下で停戦監視の任務を遂行するために、紛争当事国の同意に基づいて展開するという性質のものであった。

支配しないで平和を維持する、国連の活動であると判断した。

ICJの勧告的意見の後、国連PKOは国連の公用語となり、それまでに国連が実践した活動、すなわち国際的武力紛争の戦闘が停止し、停戦合意あるいは休戦協定が締結された直後に、国連決議に基づいて加盟国軍人が停戦監視に従事する活動を国連PKOと表現し、今日に至っている。国連PKOの経費は、1965年の「ドミニカ事務総長代表使節団(DOMREP)」以降、国連PKO分担金の制度となり、加盟国は分担率に応じて各、国連PKOの経費を分担するようになった。ちなみに、2010年の分担率の第1位は米国の27%であり、日本は12.5%で第2位となっている。

2 国連の平和維持機能と国連PKO

① 国連の平和維持の機能

国連安保理の主要な責任は、国際の「平和と安全(peace and security)」を「維持する(maintain)」ことである。しかし、国連PKOが設置される場合の「平

③ 国際司法裁判所の判断

国連緊急総会が設置した「国連緊急隊(UN Emergency Force)」は、エジプト・イスラエル間の国境地帯に展開して戦闘の停止と拡大防止に成功し、国連平和維持隊(PKF)のプロトタイプとなった。UNEFは、国連加盟国の軍隊が現地に展開し、国連の指揮下で活動する国連の活動であったが、国連憲章第42条との相違は、軍隊の提供が自発的で、強制行動ではなかった点にある。国連はコンゴ動乱の停戦監視のため、1960年に「コンゴ国連軍(ONUC)」を設置したが、ONUCは、展開先で戦闘に巻き込まれ多数の犠牲者を出した。

国連憲章の規定によると、国連の経費は、安保理事會常任理事国をはじめ加盟国が拠出する通常予算で負担することになっている。憲章第7章の国連軍と異なるUNEFとONUCの経費が巨額になったため、フランスとソ連は、これらの活動は国連憲章に基づかないとして通常予算の支払いを拒否した。そのため国連は、この種の活動が国連の活動であるか否かについてICJの判断を仰いだ。ICJは、その勧告的意見の中で、関係国の同意を得て行われるこの種の活動は、展開地域を暫定的に

和」は、停戦あるいは休戦の合意こそ存在するが、紛争事態は最終的に解決しておらず、戦闘が終息しているだけの状態である。換言すると、国連PKOは、武力紛争中の戦闘が停止している「平和(peace)」の状態を「維持する(keep)」ための、加盟国軍人による監視「活動(operations)」である。

国連の平和維持機能の本質は、国際紛争が発生した場合、紛争当事者が国連憲章第6章の平和的解決手段で紛争を解決するにあたり、交渉に必要な時間を確保するため、あるいは不測の事態から生ずる戦闘再発を予防するために、「平和を維持する(peacekeeping)」ことである。この維持されている「平和」の間に、国連加盟国の軍事要員が、発生した武力紛争の事実関係あるいは停戦義務違反について、可能な限り国連事務総長に報告し、事務総長はこれに基づいて紛争を解決に導くのである。

このように、国連の平和維持の機能は、武力紛争の最終的解決を目的とせず、事態の沈静化を通じて平和的解決への素地を作り出すことにより、間接的に紛争解決を図ろうとすることである。したがって国連PKOは、紛争当事者が武力紛争の最終的解決を目指す国連憲章第6章の「平和的解決(peace-making)」と異なるものであ

る。また、国連加盟国が提供する軍隊が国連安保理の任務を遂行する点で、国連憲章第42条の「軍事的強制措置」と類似しているが、紛争当事国の合意に基づいて任務地に展開し非強制的活動を行う点で、国連憲章第7章の「平和の強制 (peace-enforcement)」とも異なる国連の活動である。

② 国連PKOの種類

国連PKOは、国連の指揮下の軍事要員による活動であるが、武力衝突再発予防のための監視活動であり、武力を行使した紛争解決任務を付与されていない点に特徴がある。したがって、紛争当事者間に介在して任務を遂行する軍事要員は、積極的な紛争解決の仲介を行うことはなく、活動においては不偏性 (impartiality) に徹して、事態の推移を国連事務総長に報告するだけである。限定的な意味における「平和」状態を前提として設置される国連PKOは、「平和」状態の消滅、すなわち武力衝突の再発により、活動の前提を失い撤退することになる。

国連PKOの本質は、紛争当事者間の平和的解決を支援する機能をもつ国連の活動であり、かつ、国際社会による支援活動である。国連PKOは、当初こそ主として

軍事要員が実施する停戦監視任務であったが、今日では、軍事要員による停戦監視に加えて、文民要員が実施する法と秩序の維持、人権監視、選挙監視、行政監視、平和構築支援等の任務が付与される。国連PKOは国連の付属機関であり、任務に従事している要員は国連職員なので給料として派遣手当が支給される。軍事要員は、自国の軍服を着用し、車両等の輸送手段に国連マークを識別標準にして監視活動に従事する。

国連PKOは、任務あるいは活動形態によって二つに分けることができる。その一つは、国境で停戦監視任務を実施する伝統的PKOである。伝統的PKOは、国際紛争が停止した後に設置され、紛争当事者間の国境に展開する軍事要員が停戦監視を行う国連PKOで、冷戦期間中に多く設置された。国連事務総長は、地理的配分にしたがって加盟国に要員提供を要請するが、伝統的PKOの場合は、ピアソン原則に従って軍事大国に要請していない。例外として「国連キプロス平和維持隊 (UNFICYP)」にイギリスが、「国連レバノン暫定隊 (UNIFIL)」にフランスが、旧植民地宗主国として要員提供を要請されている。

もう一つは、破綻国家の正統政府樹立支援任務、また

は政府機能が不十分な国家の復興支援や平和構築の任務を実施する現代的PKOである。現代的PKOは、多機能型PKO (統合ミッション) ともいわれ、国連事務総長特別代表の下で軍事要員と文民要員が同時に任務に従事する国家再建型の国連PKOであるため、軍事大国に対しても要員提供を要請する。現代的PKOは、事態の推移に合わせて多くの要員が現地に展開するが、展開先の事情によっては、たとえば「第2次国連ソマリア活動 (UNOSOM II)」のように、文民部門が活動を開始する前に、任務途上で撤退することもある。

③ 国境に展開する伝統的PKO

伝統的PKOは、国連事務総長が任命した軍司令官の指揮下で、国連加盟国から自発的に提供された軍事要員が国境の停戦ライン周辺に常駐し、停戦協定の順守を監視する国連活動である。最近の伝統的PKOには、2000年の「国連エチオピア・エリトリアミッション (UNMEE)」がある。伝統的PKOの停戦監視活動は、戦闘再発の恐れが高い場合は平和維持隊 (PKF) が実施し、戦闘再発の恐れがない場合は軍事監視団 (UNMO) が実施する。

PKFは、数千人から1万人を超える軍事要員が、比較的緊張度の高い地域へ派遣されるため、軍事要員は護身用の小火器で武装しており、国連が指定した区域で国別の派遣部隊単位で活動する。国連加盟国が提供する派遣部隊 (national contingent) は、一般に、宿舍管理、炊事、会計、通信、輸送等の部隊で編成された大隊規模で、国連が指定する区域で停戦監視等を行う。専門部隊の場合は、中隊規模の部隊だけを派遣することもあり、1996年以来、日本が中東の「ラン高原」に展開する「国連兵力引き離し監視隊 (UNDOF)」へ派遣している輸送部隊はこの例である。

UNMOは、数人から数百人程度で構成され、武力衝突再開の可能性がほとんどない地域に、部隊ではなく個人として派遣される、国際将校団である。完全非武装のUNMO要員は、国連加盟国の中尉から中佐までの将校で編成され、国連に指定された監視ポストを中心に停戦監視活動を行う。UNMOが任務を実施する国連PKOは、国連の財政負担が比較的少なく、しかも受け入れ国の同意を得やすいので、緊急時に対応しやすいという特徴がある。UNMO要員に対する国連の派遣手当は、食費や宿泊費を含むため、PKF要員と比較して高額であ

る。

国連PKOは、停戦合意とともに設置され、任務終了に伴って撤退するが、伝統的PKOの場合、紛争当事国が対峙している間は撤退できない。UNMOが活動する「国連休戦監視機構（UNTSO）」や「国連インド・パキスタン軍事監視機構（UNMOGIP）」は60年以上、PKFが活動するUNFICYP、UNDOF、UNIFILは40年以上も展開し続けており、伝統的PKOの撤退戦略の模索が要請されている。

④ 破綻国家と現代的PKO

冷戦終焉後の安全保障環境の変化のひとつは、貧困、経済不安、周辺国からの武器やゲリラの流入、民族的あるいは宗教的対立、弱体政府等に起因する国内武力闘争の頻発である。弱体政府は、安全保障環境の変化に対し適切に対処しえず、国民の保護に責任を果たせなくなる。このような国民の生命や財産の安全を保護する責任政府が存在しない国家は、破綻国家（failed state）と呼ばれる。破綻国家は、平均7年に及ぶ内戦が終結して和平合意が成立しても、半数近くの44%が5年以内に内戦状態に逆戻りするといわれている。

これまでに「国連カンボジア暫定統治機構（UNTAC）」、「東ティモール暫定統治機構（UNTAET）」、「国連ハイチ安定化ミッション（MINUSTAH）」などに施設部隊を派遣している。

文民部門は、文民統治、選挙、難民帰還、復旧、文民警察、人権等の部門に分かれ、現地人による正統政府樹立を支援する間、破綻国家を統治する。文民統治部門は、破綻国家の外交問題、国防、財政にわたって監督、監視、直接管理を行う部門である。人権部門は現地住民の人権問題を監視し、選挙部門は自由かつ公正な選挙を実施するための教育と監視活動を行い、難民帰還部門は大量に発生する難民を選挙のために本国へ帰還させる。日本は、「国連アンゴラ監視団（UNAVEM）」、「UNTAAC」、「国連モザンビーク活動（ONUMOZ）」、「国連エルサルバドル監視団（ONUSAL）」、「UNTAET」などへ選挙監視要員を派遣している。

復旧部門は、食糧等の人道的物資の支援、主要道路の修復、銀行や学校の復興等の基礎的なインフラの支援などに従事する。文民警察部門は、派遣前に十分訓練された文民警察官で編成され、法と秩序の維持のために地元警察の教育訓練任務に従事する。破綻国家を再生させる

現代的PKOは、このような破綻国家に正統政府樹立を支援することを基本的な任務とする。換言すると、現代的PKOは、破綻国家を暫定的に統治し、法と秩序を維持し、行政、人権、選挙等を監視し、正統政府が樹立されるまでを支援するのであつて、国連加盟国は、この新たに成立した正統政府を承認することになる。正統政府樹立支援任務の現代的PKOは、停戦合意があつても紛争当事者がこれを順守しない場合があり、後述するよう、軍事要員の武力行使（use of force）について多くの問題を抱えていた。これまでに活動における不偏性の維持や限定的な武力行使のため、活動途中で撤退を余儀なくされた現代的PKOもある。

現代的PKOの編成規模は、国連事務総長特別代表の指揮の下に、軍事部門と文民部門が任務を遂行する。軍事部門は、軍司令官の指揮下でPKFとUNMOが同時に展開し、停戦監視、停戦ラインの構築、遺棄武器の回収と保管、道路や橋の修理、地雷撤去、武器の国境搬入の監視等の任務を遂行する。PKF任務を支援する部隊には、施設部隊、通信部隊、軍警察部隊、交通統制部隊等があり、業務を支援する部隊には、輸送部隊、空輸部隊、医療部隊、補給部隊、管理部隊等がある。日本は、ためには、現地警察に対する住民の信頼性確保が決定的に重要である。法と秩序が維持されない限り、武装集団と住民は武器を放棄しないからである。日本は、UNTAACや「国連東ティモールミッション（UNAMET）」などへ文民警察官を派遣している。

⑤ 平和構築任務と国連政治ミッション

現代的PKOが、正統政府樹立支援任務の終了とともに撤退した後は、通常、新政府が自国の復興や開発に責任をもつことになる。しかし新政府が弱体である場合、自助努力に加えて、国際機関や国際的NGOが復興支援、民主化支援、教育支援等を行ってきた。破綻国家の復興支援は、永続的な平和を目指す紛争後の平和構築のために最も重要な活動となる。国連は、受け入れ国の要請に基づいて、政治支援、復興開発支援、人道支援、人権擁護のために、行政官を配置した事務所を設置してきた。

国連PKO委員会は、2004年に破綻国家における持続可能な平和の実現には、国連PKOの展開、緊急人道支援、復興支援を切れ目なく行うことが重要であると指摘し、国連の平和維持局（DPKO）が、紛争後の平和構築と武力紛争の再発防止を促進する平和維持ミッシ

ヨンの計画作成を指示した。復興支援任務や平和構築任務の現代的PKOの場合、軍事要員は、民軍協力(CI MIC)による任務遂行が要請されることになる。日本は、平和構築任務の「国連東ティモール支援団(UNM ISET)」および復興支援任務のMINUSTAHに対し施設部隊を派遣し、即効性事業に取り組んだ。

国連は、現代的PKOの任務完了後、引き続き切れない支援として、持続可能な開発のための政治的支援の任務を付与した。国連政治平和構築ミッションを設置する場面がある。国連政治平和構築ミッションの任務は、最近の傾向として、行政官のみならず軍事要員がこれを実施している。有志連合軍の「国際治安支援部隊(ISAFF)」とともに展開する「国連アフガニスタン支援ミッション(UNAMA)」および日本が軍事監視要員を派遣した「国連ネパール政治ミッション(UNMIN)」は、国連政治平和構築ミッションの例である。

3 国連PKOの課題

① 武力行使と武器使用

1992年)に基づいて、国連安保理は、停戦合意の履行促進のために限定的な武力行使を認める現代的PKO、すなわち国連憲章第7章型のPKOといえるUNOSOM IIおよび「国連保護隊(UNPROFOR)」を設置した。しかし前者は、住民との戦闘の結果、任務遂行半ばで撤退し、後者は、民族浄化(ethnic cleansing)を制止することに失敗した。国連は、この種の武力行使はNATOのような国際機構に委ねるべきだと結論した。20年前の国連は、非強制性を本質とする国連PKOの武器使用規準(ROE)についての逡巡(しんじゆん)があったといえよう。

しかしその後、破綻国家に展開した現代的PKOは、展開先における武装集団の乱立と混乱した秩序、とりわけ民族浄化や大量虐殺(genocide)等の重大な人道問題に直面し、任務遂行のために必要な武力行使の問題が論議の焦点となった。『ブラヒミ報告書』(2000年)は、21世紀における国連PKOの在り方に関する60の勧告を打ち出した。それ以降10年が経過し、本来は非強制性を特徴としていた現代的PKOは、任務を遂行するために必要な「行動(action)」あるいは「措置(measure)」を授權され、必要な場合には、多国籍軍に認められるよ

国連PKOは平和強制活動ではないため、軍事要員は、戦闘再発防止のためであっても、積極的な武力行使をせず、停戦監視活動を行うことが要求されていた。換言すると、国連PKOの軍事要員にとって、敵は暴力であり武器はコミュニケーションなのである。しかし、国連PKOは紛争が停止して間もない地域に展開することから、軍事要員が攻撃の対象とされることも想定せざるを得なかった。したがって、国連が作成した国連PKOの標準活動手順(SOP)は、軍事要員防護のために構築すべき陣地の図が掲載されていた。

国連SOPの規定は、自衛のためと任務遂行のための武力行使を認めている。軍事要員に認められている自衛は、国家の自衛権の行使ではなく「活動における自衛(self-defense in action)」であることに注意が必要である。自衛のための武力行使は、自己の自衛だけでなく、同じ任務を遂行している他の軍事要員を防護するためのものでもある。任務遂行のための武力行使の決定は、基本的に部隊指揮官に委ねられている。戦闘任務を実施して多くの死傷者を出したONUCの反省から、国連PKOの任務遂行のための武力行使は抑制的となってきた。

フトロス・ガリ国連事務総長の『平和への課題』(1

うな「必要ならゆる手段(all necessary means)」すなわち武力行使が授權される現代的PKOも出現した。前者の例は「国連コトジボール活動(UNOCI)」であり、後者の例は「国連コンゴ安定化ミッション(MONUC)」であった。

日本は、憲法第9条で国際紛争を解決するための武力行使を禁止していることから、自衛隊員の国連PKO要員は、武器使用(use of weapon)しか認められていない。国連PKOは、国際紛争解決のためではなく、これまで述べてきたように平和維持機能を実践する国連の活動であり、日本が直面する国際紛争ではない。したがって、国連SOPに従った自衛隊員の武力行使は、憲法第9条に規定する武力行使とは別のものであると認識する必要がある。

② 重大な人道問題と不偏性

国連PKOの本質は、非強制性の維持と並んで不偏性の維持である。国連PKOの軍事要員は、紛争当事者のどちら側にも偏らない不偏性を維持し、紛争当事者間に介在して停戦監視活動等の任務を遂行してきた。国連PKOは、展開先の受け入れ同意があるというものの、武

力紛争停戦直後に実施する活動であるため、戦闘直後の軍人や武装集団の信頼性を確保することは重要なことである。伝統的PKOの場合は、正規軍間の戦闘であるため、現代的PKOと比較して、活動における不偏性の重要性はそれほど大きな問題ではなかった。

破綻国家の国際紛争の特徴は、多様な武装集団の増加と略奪行為であり、一般市民に対する無差別な攻撃から逃れて、大量の国外難民と国内流民が発生するところにある。破綻国家あるいは弱体政府国家に展開する現代的PKOの軍事要員は、集団レイプ、民族浄化、大量虐殺などの重大な人道問題に直面する場合、不偏性との関連で問題が生じる。集団レイプや民族浄化を阻止することは、国連PKOにおける不偏性の原則と相反するか否か、そして人権や人道にかかわる極端な政治的目的を掲げる過激集団の行動をいかにして阻止するかは、現代的PKOが直面する新たな課題である。

現代的PKOの軍事要員が実施可能な人道的救援活動は、安全地帯の防衛、難民キャンプの安全確保、救援部隊の護衛、人道機関への補給支援などの間接的なものから、直接的援助活動まで幅広くある。現代的PKOの展開先における人権抑圧や重大な人道問題は、展開先の特

殊事情に起因しており、非強制性を活動の本質としている国連PKOは、不偏性との関連でさまざまな教訓を得た。ボスニア・ヘルツェゴビナのUNPROFORが展開するスレブレニツァでのイスラム系住民8000人に対する民族浄化、そしてルワンダにおけるツチ族過激派による200万人を超えるフツ族に対する大量虐殺はその典型的な例であった。

これら現代的PKOの展開先で発生した重大な人道問題に対し、前述の『ブラヒミ報告書』は、活動における不偏性と武力不行使原則の堅持という国連PKOの原則があるため、現地の事情によっては、文民の保護が十分に行われなかったことを明らかにした。同報告後に設置された現代的PKOは、前述したように、任務を遂行するために必要な行動や措置を執ることが認められている。21世紀の国連PKOに関する論議は、人権と人道との関連で、武力行使と不偏性の問題をめぐり沸騰することになる。

おわりに

国連はこれまでみたように、国際安全保障環境の変化に対応して、平和維持の機能を果たすための試行錯誤を繰り返してきた。国連PKOは、当初、伝統的PKOの国境における停戦監視であったが、冷戦後は、現代的PKOの破綻国家における正統政府樹立支援となり、さらには、弱体政府国家に対する平和構築支援や復興支援へと任務が拡大されており、この傾向は一段と強まるといえる。

さらに国連は、2009年に国連部局のPKO局(DPKO)と兵站支援局(DFS)に対し、国連PKOの出口戦略等に関する諸課題に対処するために、国連PKOの改革イニシアチブとして国連PKOの現状分析、国連事務局や国連安保理、さらには国連加盟国が取り組むべき課題を検討するよう要請したのであった。

国連は、2005年に国連平和構築委員会を設立し、紛争状態の解決から復旧、復興、国づくりをいたる一貫したアプローチをとり、紛争後の平和構築のための統合戦略を助言することにした。国連は、アフリカに多発する破綻国家の再建支援について模索した結果、アフリカ諸国の努力を支援するため、国連PKOに、DDR(武装解除・動員解除・再統合)、小型武器の管理、法の支配、治安部門の改革、信頼醸成措置、人道支援などの任務を付与することとした。

国連安保理は、アフリカ連合(AU)と西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)に協力して、2007年にスーダンのダルフルに「ダルフル国連AU合同ミッション(UNAMID)」を設置し、停戦合意監視の他に人道援助、政治プロセス支援、経済復興・開発貢献、法の支配の促進、国境の治安状況の監視等を任務とした。

平和構築支援任務や復興支援任務の国連PKOの場合、軍組織、国際機関や国際的NGOなど多くの支援組織が展開先で活動するが、これらの活動主体は、展開先の平和と持続的發展を定着させる上で密接な連携が必要であり、文民と軍が協力するCIMICが重要な課題となる。また、CIMICを効果的に実践するため、要員派遣国は、国際平和協力活動に関して国防省、外務省、大使館などの間で協力関係を構築し、国際平和活動における「包括的アプローチ(comprehensive approach)」を考慮している。日本は、国連PKO要員への自衛隊員の効果的な派遣のために、可能な限り速やかに国際平和活動に関する国家戦略を構築する必要がある。